

安全保障理事会決議 1962 (2010)

2010年12月20日、安全保障理事会第6458回会合にて採択

安全保障理事会は、

従前の安保理諸決議、とりわけ決議 1893 (2009)、1911 (2010)、1924 (2010)、1933 (2010)、1942 (2010)、1946 (2010)、1951 (2010) およびコートジボワールの情勢に関する安保理議長声明並びにリベリアの情勢に関する決議 1938 (2010) を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い公約を再確認し、また、善隣、不干渉および地域協力の原則の重要性を想起し、

大規模且つ平和的な参加で、2010年10月31日と2010年11月28日の2度にわたる大統領選挙の実施に対し、コートジボワール国民に祝辞を述べ、

国民の意思を侵害した選挙過程の誠実性とコートジボワールにおける和平プロセスにおける何らかの進展を損なう試みを可能な限り強い文言で非難し、

暴力の拡大の危険に重大な懸念を表明し、コートジボワールの指導者が、平和を確保したコートジボワールの一般国民を保護する主要な責任を負っていることを想起したあらゆる利害関係者および紛争当事者が、暴力の再発を防止した国民の保護を確保するため最大限の自制をもって行動することを要求し、

2010年12月7日にアブジャで開催されたコートジボワールに関する ECOWAS 国家元首政府首脳最高会議の特別会期の決定およびアフリカ連合平和安全保障理事会の第 252 回会合の決定を歓迎し、

追って通知のあるまで、あらゆる ECOWAS 意思決定機関からの停止を含む、コートジボワールに関する制裁義務に関して民主主義と良い統治に関する ECOWAS 議定書の第 45 条の規定を適用する、2010年12月7日にとられた、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) の決定に留意し、

民主的に選出された大統領が国の支配力を実効的に手に入れるまで、AU の全ての活動へのコートジボワールの参加を停止するという、2010年12月6日のアフリカ連合の議長のコミュニケおよび 2010年12月9日のアフリカ連合平和安全保障理事会の決定に留意し、

安保理が 2007年3月4日にワガドゥグで調印された合意 (「ワガドゥグ政治合意」 S/2007/144) を支持したこと、また安保理がその後の四つの補足協定を歓迎したことを想起し、

ブルキナファソのブレーズ・コンパオレ大統領 (以下「仲介者」という) に対し、和平プロセスおよび大統領選挙の実施と完了を支援する彼の重要な役割について、賛辞を呈し、

コートジボワールにおける事務総長の建設的役割を賞賛しまた職務権限を実行する事務総長特別代表への安保理の全面的な支援を再確認し、

コートジボワールにおける平和と安定を促進するアフリカ連合と ECOWAS の継続的取組を賞賛し、また、彼らに対する安保理の全面的な支援をくり返し表明し、

平和維持活動の展開に対する厳密な、戦略的な対処方法を追求する安保理の必要性と、紛争当事者が彼らの責務と義務を守る場合には、持続可能な平和を導きそうな実質的な取組を強調し、全ての平和維持活動を密接な検討の下におき続けるという事務総長の意図を歓迎しまた緊急対処計画の重要性に留意し、

コートジボワールにおける和平プロセスに対する現行の支援について、部隊および警官提供国への安保理の感謝の念を表明し、

国際連合コートジボワール活動（UNOCI）と国際連合リベリアミッション（UNMIL）間の活動間協力協定および UNMIL の職務権限を実行するその能力を支援する必要性に注意し、

コートジボワールにおける和平プロセスの安定を乱す、とりわけ力による試みに対し安保理の強い非難をくり返し表明し、かかる試みが行われたならば遅滞なくその事態に対処する安保理の意図を表明し、

2010年11月23日付事務総長報告書（S/2010/600）に留意し、女性、平和および安全に関する安保理諸決議 1325（2000）、1820（2008）、1888（2009）と 1889（2009）、子どもと武力紛争に関する安保理諸決議 1612（2005）と 1882（2009）並びに武力紛争下の文民の保護に関する安保理諸決議 1674（2006）と 1894（2009）を想起し、

コートジボワールにおける事態がこの地域において国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. コートジボワールの全ての当事者および利害関係者に対し、国民の意思および ECOWAS とアフリカ連合の、コートジボワールの選出された大統領および独立選挙委員会により公表されたコートジボワール国民の自由に表明された声の代表としての、アラサン・ドゥラマン・ウワタラの承認を念頭において選挙の成果を尊重することを促す。
2. 事務総長に対し、彼の特別代表を通してを含む、コートジボワールにおける平和を確保するために、また、ECOWAS とアフリカ連合により承認された大統領選挙の結果を尊重しつつ、コートジボワールの利害関係者間の政治的対話を、適宜、促進することを要請する。

3. 決議 1933 (2010) に定めたような、UNOCI の職務権限を、2011 年 6 月 30 日まで更新することを決定する。
4. UNOCI が、決議 1933 (2010) により承認された、最大 7,200 名の部隊および参謀将校並びに 192 名の軍事監視員および最大 1,250 名の警察要員並びに 8 名の出向税官吏を含む 8,650 名の承認された総兵力を、2011 年 6 月 30 日まで、維持することを決定する。
5. 事務総長に、決議 1942 (2010) に加えて、500 名までの追加要員の一時的な展開を、2011 年 3 月 31 日まで延長する権限を付与することを決定する。
6. 事務総長に、決議 1951 (2010) に加えて、最大 3 歩兵中隊と二機の軍事仕様ヘリコプターから成る一航空部隊の UNMIL から UNOCI への一時的な再展開を、更に 4 週間まで、延長する権限を付与することを決定する。
7. 決議 1609 (2005) の条項に従って、且つ一時的なものとして UNMIL と UNOCI との間で、必要に応じて、更に部隊を再展開する権限を事務総長に与えることを考慮する安保理の意図を確認し、また、これに関連して部隊提供国に対し、事務総長の取組を支援することを求める。
8. UNOCI の職務権限、特に議会選挙、国の再統一、全土にわたる国家権力の回復、元戦闘員の武装解除、動員解除および再統合、民兵の動員解除、法の支配制度の強化、治安部門の改革および子どもと女性の状況に特別な注意を払った人権の促進と保護を含む完了していない任務の完了、に一致したコートジボワールの和平プロセスに対する UNOCI の継続的な支援の重要性を強調する。
9. 不処罰を得ている性的暴力の多数の行為を含む、同国の異なる部分における文民に対する人権および人道法の報告された違反の存続を非難し、コートジボワールの全ての当事者が、UNOCI の継続的支援を得て、文民、特に女性、子どもおよびの保護を保障することを求め、犯人は訴追されなければならないことを強調し、また全ての当事者に対し、あらゆる形態の性的暴力を禁止し、予防しまた市民を守るための適切な措置を講じまた安保理決議 1880 (2009) の第 14 から 17 項を再確認することを求める。
10. 全ての当事者に対し、とりわけ UNOCI およびそれを支援するフランス軍がその職務権限を完全に実行することを可能にするため、行政および国家機関を含む、コートジボワールの全領域での彼らの安全と邪魔されないまた即時のアクセスでの移動の自由を保障することにより、彼らの活動と十分に協力することを促す。
11. UNOCI に対し、コートジボワール当局と調整して、政府および主要な政治的利害関係者のために安全の提供を支援することを要請する。
12. コートジボワールの全ての関連する利害関係者に対し、コートジボワールにおける全ての非政府メディアの放送を遅滞なく復活させることを促し、また彼らに対し、メディアおよびとりわけ国のメデ

ニアに対する公正且つ幅広いアクセスを許すことおよび国民を憎悪、不寛容および暴力を扇動するためにそれを使用することを禁止することを更に促す。

13. 戦闘の再開を防止するための 2003 年 3 月 3 日の包括的停戦協定の当事者による継続的遵守を監視し続ける UNOCI の重要性を強調する。
14. UNOCI の能力およびその展開範囲内の、その職務権限を行使するため必要なあらゆる手段を用いることを UNOCI に与えた安保理の承認を想起する。
15. とりわけ同国における人権および文民に対する現在の危険に照らして、UNOCI の文民保護に関する職務権限を履行するその重要性をくり返し表明する。
16. 決議 1946 (2010) に定められたような、たとえば、選挙プロセスの結果を損なうことを求めることを含む和平プロセスと国民的和解を脅かし、UNOCI およびその他の国際的關係者の活動を妨害しまた人権と国際人道法の重大な違反を犯した人に対する、対象を絞った制裁を含む措置を科す安保理の用意を再確認する。
17. UNOCI を支援するために、フランス軍に対して、その展開とその能力の範囲内で、安全保障理事会が与えた承認を 2011 年 6 月 30 日まで延長することを決定する。
18. 事務総長に対し、2011 年 3 月 31 日までに、決議 1942 (2010) により承認された一時的な要員の展開を延長する必要性についての評価を含む現場に関する状況についての中間報告を提供することおよび現場における状況と本決議の履行についての 2011 年 5 月 31 日までに詳細な報告書を提供することを要請する。
19. 事務総長に対し、コートジボワールに、2011 年初めに行われることになっている議会選挙後に、発展する治安状況および選挙サイクルの完了後の同国の安定の強化の見通しに関して焦点を絞った技術的評価使節団を展開することを求め、また更に事務総長に対し、上記第 18 項に言及した最終報告書に適宜、UNOCI の組織と兵力における可能な調整についての事務総長の勧告を提出することを要請する。
20. この問題に引き続き関与することを決定する。